

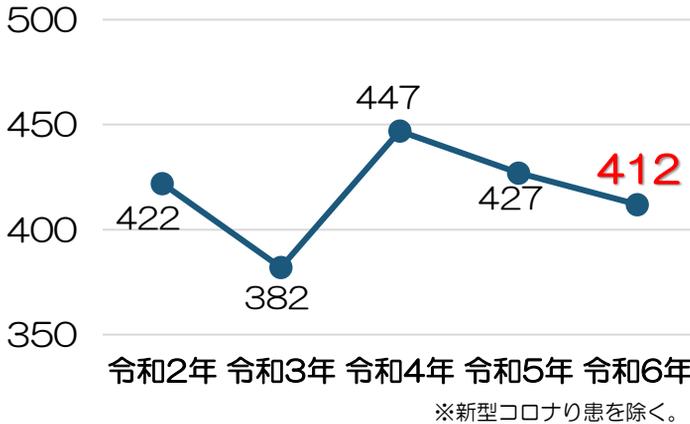
ハイヤー・タクシー業の労働災害を防止しましょう
～交通労働災害・転倒災害防止を重点に取組を～



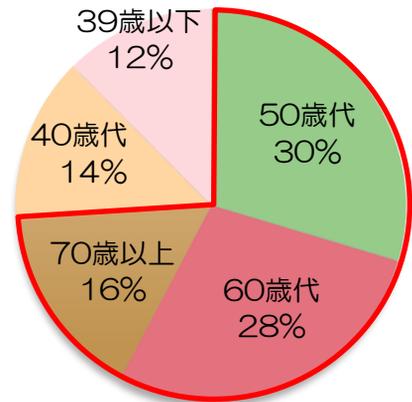
1 ハイヤー・タクシー業における労働災害発生状況（東京労働局管内）

＜資料＞労働者死傷病報告

休業4日以上之死傷者数の推移

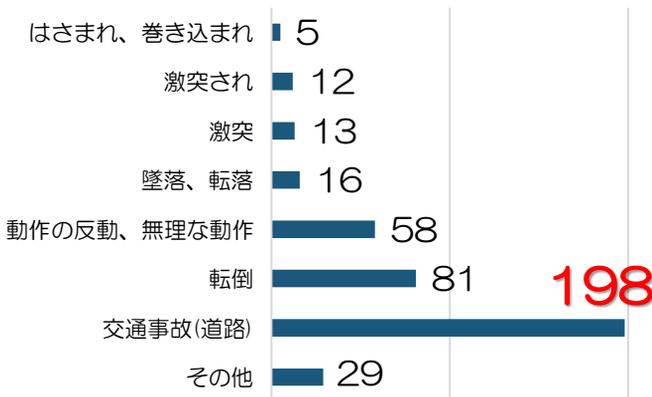


被災者の年代別発生状況



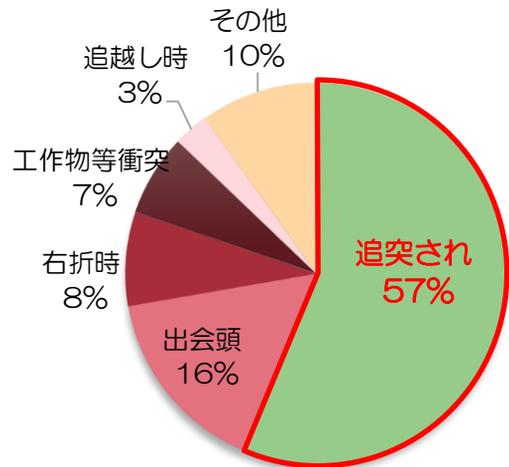
被災者の約74%は50歳以上

事故の型別発生状況



交通事故が約半数を占める

交通事故の型別発生状況



交通事故の約57%は追突され

労災かくしの排除 ～労働者死傷病報告の提出について～

R7.1.1から
電子申請義務化！

災害発生後30日以上経過してから労働者死傷病報告（休業4日以上）が提出されるケースが散見されます。労災保険関係の手続きとは別に、事業者の報告義務を規定していますので、災害発生後遅滞なく、所轄の労働基準監督署へ電子申請による報告をお願いします。
※休業日数が1～3日の場合は、4半期ごとに1回、電子申請にてご報告ください。

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課（☎03-3512-1615）までお願いします。



2 交通労働災害の防止について

ハイヤー・タクシー業における休業4日以上[※]の労働災害の約半数は道路上の交通事故によるものです。「交通労働災害防止ガイドライン」に基づく対策を着実に実施しましょう。

特に、**交通事故の約57%**は**信号待ち**や**乗降のための停車時**等に**後続車に追突されたこと**により被災しています。ドライバーに過失がない場合であっても、「**追突され交通事故**」の防止と被害を軽減するために取り組みましょう。

追突され交通事故の事例（令和6年東京労働局管内）

発生月/時刻	発生状況（被災状況）
1月/ 午前1時台	矢印式信号機設置の交差点において、右折のみ赤信号のため右折レーンで停止していたところ、後続車両に追突されたもの（腰椎捻挫等、休業2週）
7月/ 午前8時台	赤信号停車中に後方からわき見運転の車両に追突されたもの（頸椎捻挫、休業6か月）
11月/ 午前9時台	赤信号にて停車中、後続車両に追突されたもの（頸椎捻挫等、休業6か月）



追突され交通事故を防ぐために

- 一、急発進・急停止・急ハンドルはしない
 - 周囲の車に優しい運転を心がけましょう
- 一、右左折、停止・減速の合図を早めに
 - ウインカーや予備制動などで、後続車に余裕をもって予告しましょう

●後続車がいる場合の減速方法

- ・エンジブレーキのみでなく、フットブレーキを軽く踏んでブレーキランプを点灯させる
- ・ポンピングブレーキで早めに合図をする



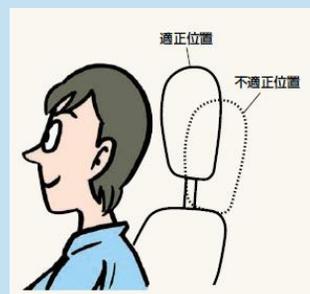
- 一、車線変更時は目視による後方確認
 - 自らも安全確認を行いましょう
- 一、後方にも十分な車間距離
 - 後続車との車間距離が近い場合は、安全な場所で追越しをさせましょう



追突され交通事故の被害軽減のために

～ヘッドレストの役割を理解する～

- 一、保安基準も定められた乗員保護装置
 - 追突された場合の頸部損傷率に大差
- 一、適正位置を認識する
 - 後頭部にできるだけ近づけた位置に
- 一、始業時には適正位置に調整する
 - 体格に合わせて毎日調整しましょう
- 一、事業者は機会をとらえて実地点検を
 - 実地点検で使用の定着を図りましょう



（出典：（財）交通事故総合分析センター 発行「イタルダ・インフォメーション」No.66）

※ヘッドレストは、「Head Rest（休息）」ではなく、「Head Restraint（拘束）」を意味します。ドライバーを守る「保護装置」として、使用を徹底しましょう！

そのほかドライバーに対する取組事項

- ・入社時・日常の教育の徹底
- ・ドライブレコーダーの記録やイラスト・写真を活用した**交通危険予知訓練**の実施
- ・**交通安全情報マップ**（**交通ヒヤリマップ**）の作成



「交通労働災害を防止するために（厚生労働省ウェブサイト）」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>)

「交通労働災害の現状と防止対策（職場のあんぜんサイト）」
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>)



3 転倒災害の防止について

転倒災害は業種を問わず多発しています。転倒災害によって死傷した労働者に占める**50歳以上の割合が高い（全年齢中の約4分の3※）**ことも影響して、骨折等による休業日数は長期間（**平均48.5日※**）に及んでおり、頭部や頸部、腰部を負傷した場合には、死亡災害や後遺障害が残る災害も発生しています。 ※令和5年労働者死傷病報告（全国）

事業者の対策として、事務所や待機箇所等に、転倒リスクのある場所（**転倒危険場所**）がないかを総点検し、発見した段差や障害物等は早期に解消して、継続的な**4S（整理・整頓・清掃・清潔）**に努めましょう。

また、梅雨の時期や冬季の積雪、路面凍結にも注意が必要です。

事業者や管理者だけでなく、労働者一人一人が転倒危険場所を認識した安全行動を取れるように、安全衛生教育を行いましょう。

転倒災害の事例（令和6年東京労働局管内）

発生月／時刻	発生状況（被災状況）
3月／午後7時台	両手に荷物を持って車両に向かって歩いていたら、車両のバンパーに激突し、転倒して右腕を負傷したもの（右手骨折等、休業12か月）
7月／午前10時台	降車する際に転倒し、左腕を地面に打ち付けたもの（左腕骨折、休業6か月）



「転倒災害の防止（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)



「ヘルシーボディを目指しましょう！（東京労働局ウェブサイト）」

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/healthy_body.html)



加齢等による転倒リスク・骨折リスクを確認しましょう

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

「**転びの予防 体力チェック（中央労働災害防止協会）**」

(<https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/>)



- 厚生労働省では、職員等の健康づくりのための情報を支援しています

「**健康日本21アクション支援システム～健康づくりサポートネット～（厚生労働省ウェブサイト）**」

(<https://kennet.mhlw.go.jp/home/>)



「見える化」で職場に隠れたリスクを明らかにしましょう

職場における危険性・有害性（リスク）の中には、通常視覚的に捉えられないものがあります。それらを**可視化（見える化）**すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動といいます。（（例）転倒危険場所を示すステッカー）

過去の優良事例は厚生労働省ウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

「**「見える」安全活動コンクール応募作品一覧（厚生労働省ウェブサイト）**」

(<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2022/list1a.html>)



4 高齢労働者等の安全及び健康に配慮した取組をしましょう

ハイヤー・タクシー業の労働災害のうち、被災者が50歳以上の高齢労働者である割合は約74%で、全業種で高齢労働者が占める割合（約55%）と比較して、非常に高くなっております。（令和6年労働者死傷病報告東京労働局管内）

50歳以上の労働者が占める割合が高いことも理由の一つですが、視力や筋力の低下による転倒災害・腰痛災害の発生など、高齢労働者であることに起因した災害も多発しています。

対策として、**転倒等のリスクが少ない作業環境**を構築する、**腰等に負担の少ない作業方法**に改善するなど、高齢労働者が働きやすい職場を形成することが効果的です。

また、転倒防止対策や重量物取扱作業の補助など、高齢労働者の労働災害防止のために講じた措置に掛かった経費については、「**エイジフレンドリー補助金**」をご活用頂ける場合があります。申請期限等にご注意の上、ご活用ください。



「高齢労働者の安全衛生対策について（厚生労働省ウェブサイト）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)

「エイジフレンドリーガイドライン（厚生労働省リーフレット）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>)

「令和7年度エイジフレンドリー補助金（厚生労働省ウェブサイト）」

申請受付期間：5月15日（木）から10月31日（金）まで

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



5 経営トップによる安全衛生方針を表明しましょう！

労働災害防止に当たって、具体的な取組に先立ち、労働者の安全や健康を守るという「**経営トップの強い意識**」が極めて重要です。

特に、「**転倒災害**」といった労働者の作業行動により発生する「**行動災害**」は、事業者、労働者双方ともに労働災害防止に対する意識は希薄になりやすく、対策を講じることが難しい災害でもあります。

労働災害防止に対する「**経営トップによる安全衛生方針**」を表明し、その方針に沿った取り組みを労働者一人ひとりが「安全衛生宣言」として実践することにより、「**全員参加**」で労働災害の撲滅に取組みましょう。



6 全員参加の安全衛生活動をしましょう 【私の安全衛生宣言】

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「**私の安全衛生宣言コンクールSafe Work TOKYO 2025**」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。応募資格は、「**現在、都内の事業場で働いている労働者であること**」です。多数のご応募をお待ちしております。

（応募期間：7月1日（火）から10月7日（火）まで）

「私の安全衛生宣言コンクール（東京労働局ウェブサイト）」

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2025.html)

